

公共嘱託登記業務契約書（案）

- 1 件 名 令和2年度 土地の表示登記に係る用地測量調査業務委託
- 2 履行場所 沖縄県全域
- 3 履行期間 令和2年 月 日から令和3年3月31日まで
- 4 単 価 別紙2単価表によるものとする。
- 5 契約保証金 _____

上記の契約について、沖縄県公営企業管理者 企業局長名（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（業務の範囲）

第1条 業務の範囲は、別紙1業務及び作業内容に掲げるところによる。

（業務の処理）

第2条 乙は、甲が依頼する業務を処理するものとし、処理にあたっては、関係法令及びこの契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従いこれを履行しなければならない。

（業務の処理と連絡）

- 第3条 甲は、その職員の中から業務処理に関する連絡員を置き、乙に通知するものとする。
- 2 乙は、甲との業務処理に関し、乙に所属する者を復代理人に選任するものとする。
 - 3 乙は、復代理人の氏名、資格、事務所等を書面により通知するものとする。
 - 4 この契約の履行に関し、甲、乙間で受渡する図面及び書類等は、甲又は乙の指示するものを除き、連絡員又は復代理人を経由しなければならない。
 - 5 乙は、乙又は復代理人に異動があったときは、書面により直ちに甲に通知するものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は沖縄県財務規則第101条に基づき決定する。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、構築業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（資料の提供等）

第6条 甲は、乙又は復代理人に業務に必要な資料を提供又は貸与するものとする。この場合、乙又

は復代理人は、提供又は貸与を受けた資料について、善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 乙は、業務が完了した場合又はこの契約が解除された場合には、前項の資料を遅滞なく甲に返還しなければならない。

(用紙等の交付)

第7条 甲は、業務を行うために必要とする諸公簿閲覧等申請書その他登記に必要な用紙類を乙又は復代理人に交付するものとする。

(処理状況の報告)

第8条 甲は、必要があると認めるとき、乙に対し業務処理の状況その他関連する事項についての報告を求めることができる。

(処理困難なもの等の取り扱い)

第9条 乙は、業務の履行について、復代理人から書類等の不備や問題点の報告があった場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

2 乙は、業務のうち処理困難なものがある場合は、甲に処理困難届出書を速やかに提出し、甲の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供し、若しくは承継させてはならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務の処理に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の取扱いについては、別記個人情報保護取扱特記事項を守らなければならない。

(第三者に対する責任)

第13条 乙は、業務の処理に関し、乙の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害に対する必要経費の負担)

第14条 業務の履行に際し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合は甲が負担す

るものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第 15 条 乙は、業務完了が完了した時は、遅滞なく甲に対し業務完了報告書を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、甲から補正を求められたときは、乙は遅滞なく補正を行い、甲の検査を受けなければならない。

3 乙は、前 1 項及び前 2 項により検査を受け、適正と認められたときは業務の目的物を甲に引き渡さなければならない。

(業務料の請求及び支払い)

第 16 条 乙は、第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査に合格したときは、書面により業務料（法令所定の消費税を含める）の支払いを請求できるものとする。

2 甲は、前項規定により適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、請求に係る金額を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約書に定めた事項に違反したとき。

(2) 乙が正当な理由もなく、甲の指示に従わなかったとき。

(3) 乙の責に帰すべき事由によって、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(4) 正当な理由に基づき、乙が契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 14 日前までに書面により、その旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し損害の全部又は一部の賠償金を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(暴力団等の排除)

第 18 条 甲は、次項第 1 号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 1 号に規定する暴力団

(2) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員

2 甲は必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(協 議)

- 第19条 この契約の締結の時に予測することができなかつた事由が生じたときは、甲乙協議のうえ、この契約書に記載の約款を変更することができる。
- 2 この契約書に記載の約款について疑義が生じたとき、又は、当該約款に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 那覇市泉崎1-2-2
沖縄県公営企業管理者
企業局長 名

乙 住所

氏名